

島根県肺がん検診精密検査実施機関基準

I 精密検査実施機関

肺がん検診の精密検査が必要とされたものに対して、下記の検査を行い、診断ができる施設とする。

- 1) 胸部エックス線撮影
- 2) CT撮影
- 3) 気管支ファイバースコープ検査が施行できること。実施できない場合は実施できる医療機関に紹介できること。

II 精密検査実施機関の基準

精密検査のために十分な経験と技術を持った医療担当者が確保されていること。

III 記録の整備と報告

- 1) 精密検査の結果判明後は、肺がん精密検査結果報告書の所定記載事項に結果を記入し、速やかに紹介元に返送すること。
- 2) 発見肺がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。

IV 精度管理

関連各種学会等への参加を通じて、常に肺がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。